

令和元年9月定例会 経済委員会（付託）

令和元年10月1日（火）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

元木委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、商工労働観光部関係の審査を行います。

商工労働観光部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けすることにいたします。

黒下商工労働観光部長

報告事項は特にございません。どうぞよろしくお願いいたします。

元木委員長

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

黒崎委員

おはようございます。まず観光から入りたいと思うんですけど、今年の阿波おどりはせっかく再スタートで、みんな張り切っていたんですけど、台風が来てしましまして本当に残念な思いがします。

特に、8月末から9月にかけてタクシーに乗ることが多くて、タクシーの運転手さんはみんな、クルーズ客船がちゃんと来てくれていたら、1日に4回往復する予約が入っていたという話を何人もから聞かされまして、大きな船が入って来たらそれだけ影響があるんだなど。あと、クルーズの観光がちょっと定着してきたなど、そんな感じを受けながら、残念でしたねという話をしたんですけど、せっかく御準備をされてきた関係部局の皆様方には、本当に御苦勞様でございました。

県土整備部はここにおいでではないのですが、観光政策課の方もおいでになるので、せっかく準備されてきたんですけど、また、そのことを来年に向けて再スタートというふうなことで、しっかりとやっていただきたいと、まずそういうエールを送りたいんですが、何か頑張りますと一言言っていたいただきたいと思います。

阿部観光政策課長

ただいま、阿波おどり期間中の台風の影響によります、特にクルーズ客船の寄港の中止、その影響と今後のクルーズ客船に向けての抱負ということで、御意見を頂いたと思っております。

残念ながら、8月12日から15日まで4隻連続寄港ということでしたが、台風第10号の影響で全てのクルーズ客船が寄港中止となったところでございまして、県内の鳴門

方面、大塚国際美術館をはじめとする観光施設でありますとか、徳島市内方面に向けての徳島市の阿波おどりなど、いろんな観光施設に周遊をしていただいて、物産でありますとか、お土産でありますとか、飲食などで、非常に経済効果を期待していたところが、先ほどのタクシーの運転手さんをはじめ、残念な結果になったというところでございます。

クルーズ客船につきましては、先ほども申しましたように、物産面・飲食面・交通面も含めて様々な経済効果が期待できると、またこれに加えまして、やはり徳島県のいろんな観光施設、それからサービス面も含めて、良さをアピールして徳島ファンを獲得して、リピートしていただくという絶好のチャンスというふうに考えております。今年度これからも、それからまた来年度につきましても、クルーズ客船で県内を周遊していただく皆さんが、より満足していただけるような受入体制、おもてなし面で関連事業者の皆さんとも、関係部局ともしっかりと連携をしながら、そうした準備についてしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

黒崎委員

一つよろしくお願いたします。十分に港湾関係のほうとも話をさせていただいて、かつ営業のほうもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

もう一つは、南の出身の先生方が何人もおられるんですけど、南の観光のことを私もずっとしゃべり続けているんですけども、南の観光が増えたら、当然ながら鳴門を通ってくれる人が多くなるので、全体的に増えてくるという思いでお話しさせていただいています。

DMVがどれぐらいの集客ができるのかということなんですが、そんなにたくさん乗れません話題性はある。そのDMVを南の観光でどのように使うのか、どう観光地と連携させていくのかということが大切だと思うのです。

それと、DMVが運行されることを南の観光施設の方、あるいは宿泊施設の方なんかはどう取り入れてもらえるのかというお話を、運行については来年度という話で聞いているのですけれども、詳しい日にちは聞いておりません。それも決まったら聞きたいところでございますが、早くそのあたりをほかの観光地とうまく結び付けていくようなこと、あと、DMV独自の観光資源として提供できるような商品作りというのはできるものなのかどうかという議論も含めて、しっかりとやっていただきたいと思います。

いろいろ動きが出てきています。例えば、経済委員会の県内視察で連れて行っていただいた白い燈台のレンタカーをうまく使っているやり方、あれも一つだと思うのです。エリアを回っていただくのにレンタカーをお使いくださいということで、レンタカーの機能をうまく取り入れたやり方でございます。それもどのように活用していくのか、始めたばかりでございますので、今年の夏どうだったのかということもあるんですけど、南のほうの知恵を集めて、観光開発をやっていただきたいと思います。

それと、例えば、JTBの例ですけど、いつもお会いして、うちの予算でパンフレットを作ります、ただ、徳島県から情報を頂くのがどうしても遅いです、ということを毎回真顔で言われます。そこのところをもう少し早めに情報の提供、あるいは情報の提供だけでなく、こう表現してほしいとか、こう書いてほしいという要望も含めて、早めに観光業者の方にお話ができるような形を作っていただきたいと思います。

これは、もう数年ずっと言っていることなので、是非ともかなえていただきたいと思います。せっかく観光素材集も作ってありますから、その有効活用も含めて、広報にもっとスピードを求めていただきたいと思います。長々言いましたけど、そのことについて御答弁をよろしくお願いします。

阿部観光政策課長

県南の観光振興につきまして、DMVの活用でありますとか、新たな周遊点の創出、レンタカーの活用も含めてということで何点か御質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、DMVの導入につきましては、車両自体が観光資源でありまして、県南地域の観光振興はもとより、これを契機とした地域活性化など様々な効果が期待できるということで、2020年度の阿佐東線における世界初の本格営業運行開始に向けまして、準備が進められているところでございます。

DMV単体ということでございますが、定員が少ないというお話もございましたが、鉄道とバスのデュアルモードならではの特性を生かしまして、観光地を巡る観光用途でのバス運行などにつきましては、実際に乗車を楽しみにされて来られる、いわゆる乗り鉄と呼ばれる皆様、バスと鉄道のモードチェンジでありますとか、DMV車両自体の写真撮影を楽しみに来られる、いわゆる撮り鉄といわれる方など、多くの観光客の方、鉄道ファン、鉄道に非常に高い関心を持っておいでの皆様を引き付けることができる乗り物であるというふうにとらえているところでございます。

こうしたDMVを契機といたしました地域での取組ということで、今年6月には、地域が主体となりまして、観光資源としてのDMVの活用策を考える場ということで、県南部と高知県の関係団体を中心に、阿佐東地域の地域経済が活性化して、景気が上向きにチェンジすることを願って名付けた「あさチェン推進会議」が発足するなど、観光誘客に向けた取組が加速してきているところでございます。

また、去る9月25日には、あさチェン推進会議の広報誘客部会が開設されまして、専門誌の鉄道経済、鉄道の専門誌のライターを講師に招きまして、鉄道ファンはもとより、旅行ファン全体に向けました効果的なメディア活用やSMSでの情報発信について、専門的なアドバイスも頂いたところと聞いております。

この推進組織を核に、鉄道ファンに関心が高い、モードチェンジの見学会の実施でありますとか、お土産や飲食メニュー、オリジナルグッズなど、DMV関連商品の開発、観光客の受入体制の整備など、県内外からの観光客獲得に向けたということで言いますと、徳島県と高知県周辺の観光地をつなぐような観光周遊プランの企画などにも取り組んでいるところでございまして、これからDMVの広報ということでございまして、鉄道の日などの県内外でのイベントの機会を捉えまして、DMV車両はもとより、観光周遊プランを盛り込んだガイドブックでありますとか、PR動画を活用した情報発信を強化することとしております。

また、今週の土曜日、10月5日には、DMVの車両完成記念イベントということで、海陽町、東洋町におきましてDMVの見学会を行うほか、商工労働観光部といたしましても、10月11日に開催予定の徳島ビジネスチャレンジメッセ2019におきまして、アスティと

くしまエントランスで、DMVの展示によります魅力PRの予定をしておるところでございます。

観光資源としての営業ということと言えますと、これまでも首都圏、大阪などで、宿泊観光事業者の皆さんとも一致団結いたしまして、「オール徳島」観光商談会でありますとか、フォローアップセミナーというのを開催してきておるところでございます。そうした所で観光素材集なども活用しまして、エージェントの皆様にも徳島の素材というのを知っていただくということで、県南部でもいろんな体験型の素材というのを新たに作ってきておりますので、そうした素材も新たにPRしながら商談を進めてきておるところでございます。

さきの8月に開催いたしました、観光セミナーにつきましては、来年の春の旅行商品を目掛けた営業ということで、春をイメージした観光素材についてのPRを集中して行ってきたところでございます。

そうした県南の振興ということで、県内全域DMVの運行を契機といたしまして、DMVを交通手段として取り込んだ新たな観光周遊プランのブラッシュアップでありますとか、県南のみならず県内全体に効果につながるような観光周遊の新たなモデルルートの検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

もう一つ、レンタカーの活用のことについても御質問を頂きました。

経済委員会の視察で見ていただき、お話を聞いていただきましたが、ホテル事業者のほうから、京阪神からの高速バスを降りてからホテルまでの移動につきまして、レンタカー事業者と連帯したサービス提供を試験的に実施しているというところでございます。

こうした民間のサービスにつきましては、交通手段が十分でない地域での旅行者の皆様向けの二次交通対策ということで、有効な方策の一つではないかというふうに考えているところでございます。

夏場の実績ということで御質問いただきましたが、ゴールデンウィークから6月にかけては、10件ぐらいの利用があったというふうにお伺いしておりますが、夏場、特にお盆期間につきましては、御家族連れ、マイカーで来られるお客さんが多かったということで、実績はほとんどなかったということでございます。

現在、少数の車両で試験的に運用しているということございまして、今後、より効率的で、より利用しやすいサービスとしていくためには、安全性の確保の面でありますとか、保険の負担など、更に要素の改良、解決すべき点も幾つかあるというふうにお伺いしているところでございます。

今後は、地域全体の宿泊事業者の皆さんでありますとか、観光関連事業者との連携の可能性など、関係者の皆さんからも御意見を伺いながら、研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

黒崎委員

私が長く質問したので、長く答えていただく形になってしまったのですが、内容的に申し上げましたら、時期を損なうことなく観光商品のPRをよろしく願いますということでございますので、来期を踏まえて、しっかりと県庁職員、万代庁舎の方と南部総合県民局、あるいは市町村も交えて、戦略をこれから練っていただきたいと思っております。

南のほうには、私が余計なことを言わなくても、たくさん先生方がおられるし、また、観光の素材というふうなこととなったら、鳴門よりも景色のすばらしい所がいっぱいありますから、釣りもできますし、使える所はいっぱいありますから、どうかそんな所を見逃さないように、言うべきことは言っていただくように、よろしく願いいたします。

観光は以上でございまして、次は商工のほうですけど、昨日も農業のほうで県が持っている知的財産とか、そういったお話をさせていただきました。農業に劣らず、商工の工のほうでは、たくさんそういったものをお持ちではないかと思うんです。

県の職員さん、技術関係の方がどんどん少なくなる中で、民間の方、あるいは大学と協力して、大学もそういうことをしないと予算をくれませんので、そんなことがますます増えてくるだろうと思っているんです。

そんなとき、ちゃんとした決め事の中で共同研究をすることが大切だと思います。その成果が出てきたときに、その成果をどう分配するのかということも含めてでありますけれども、この知的財産であったり、あるいは特許であったり、こういったものの管理についてお伺いしたいと思います。

松本新未来産業課長

ただいま、商工労働観光部におきます知的財産等の管理について御質問を頂いております。

当部におきましても、工業技術センターを本県ものづくり企業の技術支援拠点といたしまして、県内企業からの技術相談や技術指導でございますとか、新製品・新技術の開発につながる共同研究、試験分析などに取り組んでいるところでございます。

このうち、工業技術センターが企業や大学等と進めます共同研究につきましては、昨年度でございますが、受託分も含めまして約50件の研究課題に取り組んだところでございます。

それで、その管理という点におきましては、その取り組んだ共同研究全てにおきまして、書面による契約というのをしっかり締結をさせていただきまして、特許出願の方法でございますとか、実施許諾に関わる取り決めなど、その取扱いにつきまして明確に記載をしているところでございます。

黒崎委員

書面による契約書というふうなことで、その中には例えば、成果が出てきたときの分配等のことについても書かれているのでしょうか。

松本新未来産業課長

成果の配分という御質問でございますけれども、個々の研究事業によりまして、契約書の内容も違っているところもあるんですけれども、全て県に帰属するという場合もございますし、原則2分の1で、所長が認めている場合はその限りでないということで、実際その共同出願をしていくに当たりまして、発明に関わる貢献度というのを両者協議いたしまして、割合を決めていくというような形になっております。

黒崎委員

当然、ケースバイケースがあって、それによって内容が変わっていくということで、きちんとなされているということでございます。

特許の使用で、県にとって収入というのが年間に発生しているのかどうなのか、このところがよく分かりませんが、そういった収入というのは、実際にあるんでしょうか。

松本新未来産業課長

特許に係る使用料等の収入につきまして御質問を頂いております。

県が有しております特許権を民間企業等が使用する場合がございますけれども、実施の範囲、期間でありますとか、地域、内容、実施料、料率をどれくらいにするかとか、こちらを定めた実施許諾契約というのを別途締結いたしまして、その契約に基づいて県として一定の実施料というのを徴収しているところでございます。

現在、工業技術センターにおきまして、持っている特許が18件ございますが、そのうち現在企業へ実施許諾をしている件数が5件ございます。それで、平成30年度の実施料の収入でございますが、19万400円ということで、過去も大体20万円ぐらいの収入が入ってきている状況でございます。

黒崎委員

件数が18件ということなので、実際にそれぐらいの収入があるということですね。

県も予算を入れて研究して、資本も掛かってくることでございますので、その保全をしっかりと行っていただきたいと思っております。

昨日も言いましたけれど、会計制度が変わりましたので、資産として公表もしていきますので、そのあたりのことをよく気を付けて行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

仁木委員

香港の季節定期便があると思うんですけれども、ハブ空港の一環として香港を開拓されたことは非常にいいことだと思っております。

ハブを選択する際に、羽田があって、成田もあると思うんですけれども、ここら辺、海外で言えば香港というのはよく分かるんですけれども、国内でのいわゆる徳島便のところについて、今、何か考えられているものがないのかなというのの一つありまして、香港に至るまでの間に、そういったことを考えられてなかったのかというところを、お聞かせ願えればと思います。

岩野海外誘客室長

仁木委員から、ハブ空港として香港以外、国内についての検討はなかったのかという御質問を頂いております。

徳島阿波おどり空港に関しましては、現在、羽田のJALとANAのダブルトラックによりまして、東京・徳島間を飛んでいるところでございます。実際に、そちらのほうから羽田経由でインバウンドの方が、乗り継ぎで入ってくる方もいらっしゃるところでござい

ます。

今まで、香港を誘致するまでにというところでございますが、まず、国際線を誘致したところでございますが、まずはインバウンド、直接、海外からダイレクトに受け入れるというところで、一番宿泊者も多く、お客様がたくさん来られている香港を、まず狙ったというところでございます。

ただ、インバウンドに関しましては、今、羽田空港も国際線が充実しているところでございますので、そういった部分も活用して、乗り継ぎでのインバウンドの獲得ということにつきましては、JALとANAの御協力も頂きながら、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、成田空港につきましては、すみません、我々も飛行機の誘致の絡みになると十分承知はしていないのですが、確かに、成田からもインバウンドの方はいらっしゃっていただけるところはあると思いますが、今現在は成田線というのは飛んでいない状況でございます。

今後については検討するところもあろうかと思いますが、まずは今、既存で飛んでおります羽田線、あと福岡も当然乗り継ぎで来られますので、羽田・福岡の両方の路線、そして12月11日から就航いたします香港の季節定期便、こちらを活用しまして多くのインバウンドの方に来ていただけるように、しっかりと取組を進めたいと思っております。

仁木委員

非常によく分かる御答弁であったのですが、羽田便は非常にいいのですけれども、成田や関西国際空港からしか飛んでないような所が昔からあります。

今、外国人の研修制度が非常に県内でも注目されているのですけれども、いわゆる東南アジア圏内の国々については、関西国際空港、若しくは成田という所が多いわけですし、徳島から関西国際空港に行くのに大体3時間ぐらい掛かると思うのですけれども、そこら辺、成田便というのは、こういう情勢の中においては検討する余地もあるのかなということが一つあります。

ここら辺、県が誘致を促すというのではなくて、LCCとかいろんな会社がありますので、そういった会社が県のほうに、今だったら羽田については大手2社があつて入る余地はないかもしれませんが、飛んでない部分のハブの部分で就航したいというような申出が仮にあつた場合というのは、全く受け付けないというようなわけではないと思うのですけれども、そういった民間航空会社から仮にそういった就航の申出があつた場合というのは、お話を聞くぐらいのことはできるのかどうかということをお教え願えればと思います。

岩野海外誘客室長

仁木委員から、もし航空会社からそういう申出があつた場合に検討するのかどうかというお話でございますが、我々としても別にお話を頂ければ聞かないという話ではございませんので、こういう申出があれば、我々としても具体的にどういった条件でどういうふうに飛ばすのかというようなお話は、当然聞かせていただきたいと思います。

仁木委員

ありがとうございました。また、私もいろいろと調査と研究を重ねていきたいと思いますので、今後とも御指導をお願いいたします。

元木委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

なければ私から、いよいよ今日から、消費税が8パーセントから10パーセントの増税ということでございますので、それに関連して確認をさせていただけたらと思う次第でございます。

今回の消費税増税に伴って、国、そして各民間商工事業者等、市町村含めて様々な対策を講じておられる中で、県においても今回の増税に伴う景気の腰折れ対策ですとか、様々な課題をクリアするための取組も求められているのではないかと感じておるわけでございますけれども、まず、今回の消費税増税が県内の経済・雇用に与える影響について、商工労働観光部として、どのような認識を持たれておるのかといった点について、お伺いをさせていただきます。

勝川商工政策課長

ただいま、元木委員長のほうから、消費税増税が与える本県への影響ということで御質問を頂きました。

まず、今回の消費税増税後の景気動向につきましては、政府におきましては、今回、軽減税率の導入であるとか、キャッシュレス決済のポイント還元事業など、景気対策の効果で落ち込むことはないというふうな見解を示されております。

また一方で、民間のエコノミストにおきましては、増税直後は一定の反動はあり得ると。ただ、消費の落ち込みにつきましては、今後、東京オリンピック・パラリンピックやいろいろなイベントがございますので、それに向けて、落ち込みは一時的ではないかといったような声も出ております。

過去の消費税増税時の景気動向指数を見てもみますと、まず平成元年4月に消費税が導入されました。それから、平成9年4月に3パーセントから5パーセント、平成26年には5パーセントから8パーセントに引き上げられました。

いずれも、増税前までは上昇していた景気動向の指数が、やはり増税後は低下するというトレンドが続いております。

しかし、今回、政府が言うように軽減税率の導入であるとか、キャッシュレス決済によるポイント還元、更には自動車税におきましても、取得税の廃止であるとか、住宅では住宅ローン減税の対象期間を10年から13年に延長するといった、様々な増税対策が打ち出されるということで、こういったことを踏まえると、過去の増税に比べまして影響は少ないのではないかと考えております。

先日、9月25日に自民党の経済成長戦略本部におきまして、増税1か月後の10月末には消費者や事業者に混乱が生じていないか、こういった経済情勢について報告を受け、検証するというふうな発言も出ておりました。

県としてもこうした動向を見ながら、引き続き、商工団体と連携し、しっかり対応していきたいと考えております。

元木委員長

キャッシュレスの促進等、様々な施策を展開していただいているということ。そしてまた、過去の増税時と比べて、景気への影響が少ないという御認識であるということでございます。

是非、今回の増税で景気の腰折れということがないようにスムーズな経済対策を実効性のあるものにするためにも、県としても、もう一歩前に出て行っていただいて、頑張りたいと思っておる次第でございます。

様々な施策の中で、前回、前々回の増税時に県が先頭に立って、プレミアム付き商品券の販売をなさったということございまして、前回も前々回もかなりの課題がその中で見えてきたと思われるところでございます。

今回、市町村にその役割を担っていただいて、一つの主体となってこの事業を実施していただいておりますけれども、それに当たって県と市町村はどういった連携をして、前回の課題等を踏まえて、今回のこの商品券の事業が効果のあるものになるようにどのような助言なりを与えていただいておりますのか、お伺いをさせていただきたいと思っております。

勝川商工政策課長

ただいま、委員長のほうからプレミアム付き商品券事業について御質問を頂きました。

今回のプレミアム付き商品券事業につきましては、所管のほうで政策創造部ということで、事業主体は市町村ということになると思っております。

市町村が、それぞれ創意工夫しながら実施することとなっております、生じる必要な経費については、国が全額補助をするという仕組みとなっております。

今回の事業は、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するということを目的にして、対象者が限定されております。今回、この対象者となる低所得者・子育て世帯の選定に際しましては、税務情報などの個人情報を活用する必要があるということで、市町村が事業主体となっております。

実際の事業実施に当たりまして、多くの市町村につきましては事業効果を高めるため、前回の商品券事業でノウハウを有しております商工会や商工会議所に販売業務や換金業務を委託しているということでございます。また、市町村から事業を受託していない商工会連合会であるとか、商工会、商工会議所においても地域の消費喚起であるとか、会員企業の売上げ向上の観点から商品券事業のPRや取扱店の掘り起こしなど、事業の推進に積極的に協力を頂いております。

このように、今回は、事業主体である市町村がそれぞれのお考えの下、事業を実施するという事を踏まえまして、当部としましてどこまで関与してよいか難しい立場ではあります。今後登録店舗の受付を行う市町村もあるということですので、今回の商品券事業が県内消費の喚起となるよう、引き続き、登録店舗の更なる促進に向けまして所管部局である政策創造部をはじめ、商工団体それから市町村とも連携して事業推進に協力してい

きたいと考えてございます。

元木委員長

これは、市町村事業ということでございます。市町村も今回初めての経験をなさるといふようなこともあると思われるところでございまして、是非、市町村のほうでも混乱が起これないように、商工団体とも連携を密にしながら商工労働観光部局としても応援していただきたいと思っておりますところでございます。

そして、今回の消費税増税というのは、軽減税率の導入というのが一つの大きな新しい課題であろうかと感じておるところでございます。

県においては消費者行政の推進というようなことで、消費者目線に立った施策をほかの自治体に先駆けて、打って出て行かれておるといふようなことで、知事を先頭に消費者のための施策を様々な点から研究をしていただいておりますけれども、この軽減税率についても現場ではかなりの混乱があると言われております。

是非、消費者の方々の目線で、商工労働観光部局としてもこういった混乱が少しでも回避できるように努力していただきたいと願っておりますけれども、この軽減税率の導入に伴う混乱を少しでも回避できるように、商工団体ともっと連携を密にしてはどうか、積極的な取組を進めてはどうかと考えますけれども、商工労働観光部としての所見をお伺いさせていただきます。

勝川商工政策課長

ただいま、委員長から軽減税率制度について御質問を頂きました。

これまで、事業者向けということになるのですが、県、主には商工労働観光部が定期的の実施しております出前相談におきまして、事業者の皆様から今回の増税に対して軽減税率制度は分かりにくいであるとか、販売や経理事務の増大が心配である、それから売上げの減少による資金繰りの悪化が不安である、こういった声を頂戴しております。

こうした懸念を解消し、安心して事業活動に取り組んでいただけるよう、寄り添い型の支援ということを実施してまいりました。

具体的に申し上げますと、軽減税率制度を正しく御理解いただくために商工団体のほうで特別相談窓口を設置していただいておりますので、そこでの対応であるとか、経営指導員による巡回指導などを通じて、きめ細やかな制度の周知を図っていただいております。

また、平成長久館におきましても、消費税増税対策セミナーであるとか、軽減税率に関する講座なども開催をしております、こうした様々な機会を通じて情報提供を行ってまいりました。

また、販売経理事務の軽減という点につきましては、商工団体を通じた丁寧な記帳指導の徹底であるとか、国の軽減税率対策補助金を活用した対応レジ、受注発注システムの改修、導入促進の支援、こういったものを実施してまいりました。

さらに、売上げ減少による資金繰りの不安というものに対しましては、小規模事業者の皆様への設備投資から運転資金まで幅広い資金需要に対応していくということで、中小企業向け融資制度につきまして、今年度、短期事業資金の融資限度額を1,000万円から1,500万円に拡大するとともに、小規模零細企業を対象とした小口資金につきましては、一部保証

料を最大0.1パーセント引き下げるなど資金面での支援を強化したところでございます。

去る9月27日には消費税増税を控えまして、徳島県商工会連合会であるとか徳島商工会議所や徳島県信用保証協会など、KIZUNAプラザに入居する経済団体からなる徳島経済産業会館総合支援連携会議を開催しまして、県内中小・小規模事業者が消費税増税に円滑に対応できるよう、引き続き、きめ細やかな支援のお願いをしたところでございます。

県としましても、今後、事業者、消費者向けにもなりますが、ホームページによる情報提供はもとより、中小・小規模事業者にとって最も身近な存在であります商工会、商工会議所といった経済団体を中心として、引き続き、セミナーの開催、特別相談窓口の対応、巡回指導や記帳指導を通じ、軽減税率制度を正しく理解いただけるよう、しっかり連携していきたいと考えております。

元木委員長

軽減税率の問題につきましては、本当に県内の小さな小売事業者の方々にまで大きく影響しておると思っております。

今回の消費税増税、そして軽減税率の導入をきっかけに、もう店を畳んでしまおうかというような方もいらっしゃると思っております。そういう中で、地元の商工会なんかも伴走型の経営支援ということで支援員さんを充実させていただきながら、きめ細かい指導等に当たっていただいております。

例えば、10パーセント、8パーセントの食料品でよく言われておるのが、イトインの問題です。

今までだったら食料品を売っているだけのお店が、中にベンチを置いて中で食べていただいたら税率が変わるとか、そういったいろんなことが起こっているようでございますけれども、そういう細かいところも含めて、もっと事業者の方に寄り添った対応をしていただけたらと思っております。

そしてまた、レシートにつきましても、税込表示で統一していただけないかというような御要望もたくさん聞くわけでございまして、こういった消費者側の目線に立った施策を県としても、これから積極的に国に政策提言を行っていきなり、県として予算を付けて実施いただくなり、対応していただきたいと御要望を申し上げる次第でございます。

以上で、質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

商工労働観光部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって商工労働観光部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で、商工労働観光部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の県内視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、11月6日に県中央部において、外国人材の受入環境整備に関する意見交換会や産業振興、林業振興に関する調査のため、関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

県西部の視察については、日程の都合等により今年度は実施しないという方針でございますので、御了承をお願いいたします。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（11時17分）